

障害福祉計画等の主な変更点（前回協議会后）

21 ページ

・第3章 1 計画の基本理念と基本的な視点

② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施

障害者手帳の所持者に限らず、発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病等の疾患のある人及び障害のある児童が、身近な地域で障害種別によらない一元的なサービスを受けることができるよう、課題の改善に向けて、市が実施主体の基本となり、サービスの充実に努めます。

59 ページ

・第4章 事業計画

② 自発的活動支援事業

「無」を「有」に変更

62 ページ

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

「平成30年度 20人、平成31年度 50人、平成32年度 20人」を
「平成30年度 50人、平成31年度 20人、平成32年度 50人」に変更

76 ページ

② 延長保育事業

「平成30年度 4,311人、平成31年度 4,331人」を
「平成30年度 4,045人、平成31年度 4,129人」に変更

80 ページ

(2) 計画の進行管理

『本市では、大阪府のスケジュールに合わせ、「成果目標」については年1回、「活動指標」については年2回、障害者施策推進協議会にて行う予定です。』を

『本市では、大阪府のスケジュールに合わせ、「成果目標」と「活動指標」について、障害者施策推進協議会にて行う予定です。』に変更。